

労働条件通知書

2026年08月06日

	店舗名 店舗所在地	セブンイレブン浦和駅北口店 埼玉県 さいたま市 浦和区東仲町9-5
就労日	2026年02月25日 水曜日	
就業時間	始業 22:00 ～ 終業 02:00 （休憩： 0 分）	
所定外労働時間業務の有無	あり	
就業場所	店舗名	セブンイレブン 浦和駅北口店
	店舗所在地	埼玉県 さいたま市 浦和区東仲町9-5
業務内容	コンビニスタッフ(セブンイレブンでのスタッフ業務)	
賃金	時間給	(1,180) 円
	深夜割増分	※時間給の25%
	残業割増分(8時間以上労働の場合)	※時間給の25%
手当	交通費	一部支給 上限 (500) 円
賃金支払日	2026/02/26 （賃金締日： 2026/02/25 ） 就業規則に関わらず、実働時間確定後に支払い 振込みの場合 ※登録された振込口座の金融機関が営業時間外の場合には、着金日は翌営業日となります。 ※万一、入金が確認できないなど、その他勤怠に関するご質問等は、当社（勤務先）までお問い合わせください。	
賃金の支払い方法	勤務終了翌日振込	
その他	労使協定に基づく賃金支払い時の控除	なし
	社会保険加入	なし
	雇用保険の適用	なし
	その他	()
禁止事項	・就業場所および業務上で取得した情報（店舗内の様子、顧客・従業員等の個人情報を含む。）をインターネット・SNSその他手段を問わず一般に公開その他の情報漏えいを行うこと、また店舗・個人を特定し誹謗中傷をするような書き込みおよび掲載をすることを禁止します。ここで言う書き込みおよび掲載とは、文書のほか、画像や動画・音声等の送信・発信の一切を含むものとします。 ・不正・犯罪・暴言・暴力等その他ショットワークス利用ガイドライン（ https://convini.shotworks.jp/help/unavailable/detail ）に記載の行為を行うことを禁止します。	
解雇可能事由	Ⅰ. 身体又は精神の障害により業務に耐えられないと認められるとき。 Ⅱ. 勤務先の社風を著しく逸脱する服装、その他酒気帯び等、勤務するにふさわしくないと認められるとき。 Ⅲ. 過去に、SNS等で勤務時間中に撮影した不適切動画を投稿したことが判明したとき。 Ⅳ. 過去に、SNS等において、自身の勤務先や勤務先で取り扱う商品、役務提供、顧客についての誹謗中傷となる投稿をしたことが判明したとき。 Ⅴ. 勤務先で生じたトラブル等その他やむを得ない事情により、他に適切な配置ができないとき。 Ⅵ. 不可抗力その他の事由（地震や台風などの天災事変等）が生じたとき。 Ⅶ. 長期療養や逮捕・勾留などにより、就労日に出勤できないことが明らかとなるとき。 Ⅷ. 就労に必要な資格証明がない場合、法令上就労させることができない場合、その他法令の趣旨に照らして就労に必要な条件を満たさないとき。 Ⅸ. 契約上の義務違反又は不法行為、犯罪行為等の反社会的行為を行ったとき。 Ⅹ. 募集条件で明示されている条件を満たさないことを使用者が確認したとき。 Ⅺ. 契約時点で予見不能な大幅な仕事量の変化に伴い募集人数の変更が必要となったとき。 Ⅻ. 一般に解約の合理性・相当性が認められる事由が生じたとき。	

（以下余白）